

令和3年 第1回文教厚生常任委員会会議録

令和3年 1月21日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) 経営戦略の策定について（環境水道課・地域振興課）
- (2) 令和2年度決算見込みについて（熊石国保病院）
- (3) 改築事業基本設計業務について（中間報告）（熊石国保病院）
- (4) 八雲町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について
（保健福祉課）
- (5) 第4次八雲町障害者計画の策定について（保健福祉課）
- (6) 第6期八雲町障害福祉計画・第2期八雲町障害福祉計画の策定について
（保健福祉課）
- (7) 旧「いこいの家」の貸付けについて（住民生活課）

○出席委員（7名）

委員長	赤 井 睦 美 君	副委員長	安 藤 辰 行 君
	関 口 正 博 君		佐 藤 智 子 君
	斎 藤 實 君		千 葉 隆 君
	黒 島 竹 満 君		

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（3名）

議長	能登谷 正 人 君	牧 野 仁 君
	大久保 建 一 君	

○出席説明員（16名）

環境水道課長	田 村 春 夫 君	環境水道課参事	佐 藤 英 彦 君
環境水道課長補佐	吉 田 種 榮 君	業務係長	松 本 俊 紀 君
地域振興課長	野 口 義 人 君	技術主幹	小笠原 一 信 君
国保病院事務長	福 原 光 一 君	国保病院次長	目 谷 文 尚 君
保健福祉課長	戸 田 淳 君	保健福祉課長補佐	佐 藤 哲 也 君
障がい者福祉係長	山 本 貴 志 君	包括支援係長	谷 口 健 一 君
住民生活課長	川 口 拓 也 君	住民生活課長補佐	武 田 利 恵 君
社会係長	鈴 木 ゆかり 君	社会係	本 間 直 人 君

○出席事務局職員

事務局長	井 口 貴 光 君	庶務係長	松 田 力 君
------	-----------	------	---------

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） それではお疲れ様です。これより文教厚生常任委員会を始めさせていただきます。

◎ 所管課報告事項

【環境水道課・地域振興課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） はじめに経営戦略の策定について、環境水道課と地域振興課より報告をよろしく願いいたします。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） それでは八雲町水道事及び八雲町熊石簡易水道事業における経営戦略の策定について、続けて説明していきたいと思えます。

今回の経営戦略の策定の背景であります。水道事業はライフラインである水道施設を管理する重要な役割を担っていますが、人口減少等による料金収入の減少、管路・施設の老朽化による更新事業の増加など、経営環境は厳しさを増している状況であり、このような状況のもと平成 26 年 8 月、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」におきまして、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、各企業の実情に対応した中長期的な視点に立った経営の基本である経営戦略を策定し、それに基づき経営基盤の強化を図ることが必要であると示されております。また、この経営戦略につきましては、今年度、令和 2 年度までに策定するという示されております。

このことから、このたび、本町におきまして、八雲地域水道事業及び熊石地域簡易水道事業において、中長期的な視点から現状等を踏まえたうえで、計画性の高い事業経営の推進の基本となる指針を示す必要があると考え、八雲町水道事業経営戦略及び八雲町熊石簡易水道事業経営戦略を策定しようとするものであります。その内容につきましては、それぞれの担当から説明をしますので、よろしく願いいたします。

○業務係長（松本俊紀君） 委員長、業務係長。

○委員長（赤井睦美君） 業務係長。

○業務係長（松本俊紀君） それでは、私のほうから八雲町水道事業経営戦略についてご説明いたします。

お配りしております資料、八雲町水道事業経営戦略（案）の 1 ページをご覧ください。1 ページ目、2 ページ目につきましては、1 事業概要といたしまして、（1）事業の現況、① 給水から、④組織まで、現在の認可の状況、施設の状況、現在の料金体系、職員数等について記載しておりますので、お読み取りいただきたいと思います。

続きまして資料 3 ページでございます。上段（2）これまでの主な経営健全化の取り組みにつきましては、これまで実施してきております経費削減の取り組みといたしまして、各種

業務の一部委託化や料金収納の口座振替の推進について記載しているほか、各種建設改良事業における経費縮減の取り組みについて記載しております。

続きまして4ページ目でございます。A3の横版の大きいものになりますが、こちらにつきましては、経営企画分析表となっております。当町水道事業における指標と類似団体との比較について記載しております。なお、お配りしている資料においては平成30年度決算値までの指標の記載となっておりますが、年度内には令和元年度決算値での数値が公表される見込みでございますので、公表され次第、更新いたします。

各指標が表す内容につきましては、(案)の3ページ目に記載しておりますが、それぞれの指標の詳細につきましては、ご説明を控えさせていただきます。この各指標を基に、この表の上段の1経営の健全性・効率性について考察いたしますと、八雲町水道事業については、平成28年度までは、様々な指標において類似団体の平均を上回っている状況であり、健全で効率的な経営であったといえますが、平成29年度以降は旧簡易水道事業との会計統合・事業統合の影響による費用の増加分を給水収益で賄いきれていない状況にありまして、今後も厳しい経営となることが予想される結果となっております。

また、下段の2施設の老朽化の状況につきましては、八雲町水道事業においては、類似団体と比較しまして、法定耐用年数を経過した管路の保有は少ない状況であります。一方で法定耐用年数に近い資産が多い状況にありまして、今後は法定耐用年数を迎える施設の増加が見込まれることから、それに伴い増加する更新事業を、いかに計画的に行うかが課題となるといった結果となっております。

続きまして資料の5ページ、2の将来の事業環境についてでございます。(1)給水人口の予測につきましては、2015年の国勢調査及び国立社会保障人口問題研究所、通称、社人研のほうで算出いたしました、将来人口の推計結果を基に、これまでの給水区域内人口に対する給水人口の平均的な割合を乗じ推計しております。推計結果では、令和元年度における八雲町水道事業の給水人口は、1万2,729人でありましたが、10年後の令和12年度には約1万人程度まで減少することが見込まれております。

続きまして6ページ(2)水需要の予測でございます。水需要の予測につきましては、これまでの有収水量から給水人口一人一日当たりの有収水量の平均的な値を算出し、先ほど説明いたしました予測される給水人口、また、年間の日数を乗じ算出しております。水需要の推計結果については記載のとおりとなっておりますので、お読み取りください。

続きまして7ページ目(3)料金収入の見通しでございます。料金収入の見通しにつきましては、これまでの給水戸数、口径別契約状況、超過水量の平均的な値を算出し、給水人口水需要の推計結果を基に推計しております。料金収入の推計結果では、令和12年度には、令和元年度の料金収入と比較し、年間約5,240万円程度、収入が減少する見込みとなっております。次に同じく7ページ目の(4)施設の見通しについてでございますが、平成28年3月に策定いたしました八雲町水道事業ビジョンによりますと、八雲町水道事業においては、令和17年度に施設の大量更新時期を迎え、建設改良費が増大していく見込みであり、今後も長期的な視点に立ち、重要度等を踏まえて更新事業の平準化を図るとともに、施設の物理的な寿命を延ばし、法定耐用年数以上に施設を使用することが可能となるよう、日頃から適切な施設管理を行うことの必要性について記載しております。(5)組織の見直しにつ

いては、今後も水道水の安定供給のための組織体制の運営の必要性について記載しております。

続きましてページをめくっていただいて、資料8ページ目でございます。3経営の基本方針を記載しております。経営理念、基本目標については、いつでも、どんなときも、いつまでも水道水を安定供給していくために安全・強靱・持続の観点で設定しております。詳細については、お読み取り願います。

続きまして資料9ページ目でございます。9ページ目からは、4投資・財政計画ということで、今後の収支見通し及び投資財政計画の説明について記載しております。(1)投資財政計画についてですが、ページをおめくりいただいて、資料の最後のA3の横版があると思うんですけども、11ページと記載してあるほうから、ご覧ください。

資料11ページには料金収入費用等に関する収益的収支の収支計画を記載しております。裏面の12ページには記載の借入、建設改良費等に関する資本的収支の収支計画を記載しております。収支の詳細については、お読み取りいただきたいと思いますが、収入については推計値、支出については実態に近い数値とするため、これまでの実績値を基に推計しております。まず11ページ目の収益的収支の部分につきましては、先ほどご説明したとおり、今後、給水人口の減少により、今後10年間で料金収入が年間で約5,000万程度、減少すること、また旧簡易水道事業で借り入れた起債の償還終了に伴いまして、一般会計からの繰入金等が減少することなどによって、営業収益が大幅に減少していく中で、動力費、修繕費といった経常的に発生する経費は大幅な減少が見込めないことから、令和4年度以降は毎年経常損失が発生する見込みとなっております。損失の部分については、見づらいんですけども、11ページの表の真ん中あたりにですね、経常損益と載っておりますので、お読み取りいただきたいと思っております。

12ページ目の資本的収支についてですが、こちらにつきましては、水道水の安定供給のため、老朽化の布設替えや施設・設備の更新が必要なことから今後も一定程度の支出が見込まれておまして、資本的収支の不足分も考慮した、事業としての収支についても、令和4年度以降、純損失が発生し、年を追うごとに純損失の額が増加する見込みとなっております。計画最終年度の令和12年度におきましては、純損失が約5,800万円程度となる見込みとなっております。これによりまして、現在、水道事業として現金預金等、流動資産というものが5億円程度ありますが、令和12年度には1億9,600万円程度まで減少していく見込みとなっております。

資料のページを戻っていただきまして、9ページ目をお開きください。9ページ(2)といたしまして、①から③まで、先ほどご説明した投資財政計画策定に当たっての説明を記載しております。先ほどご説明いたしましたとおり、現在の収支の見込みにおいては、赤字決算が続きます。将来的には財源不足も危惧されることから、事業の健全経営に向けて諸経費の削減に努めるとともに、料金収入の確保はもちろんでございますが、施設の更新等に当たっては、水需要に合わせた施設のダウンサイジング等による動力機器等の維持管理経費の削減や、施設の適切な維持管理、計画的な施設更新による、支出の抑制に努めていくこととしております。

続きまして10ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、(3)投資財政計画に、今までの取り組みや、今後、検討予定の取り組みの概要を記載しております。内容につきましては、投資・財源・経費についての現時点での考え方、また今後の検討事項について記載しております。詳細についてはお読み取りいただきたいと思いますが、概要としては安定経営に向けて収支状況等の適正把握による料金のあり方、また水需要予測に合わせた施設のダウンサイジングなどの合理化、近隣町との薬品の共同購入など、ソフト面での連携による経費削減などの検討を進めていくこととしており、これらの検討事項を水道事業の経営、また今回策定する経営戦略の今後の改定に活かしていきたいと考えております。

最後に10ページ目の最下段の部分でございますが、今回策定いたします、経営戦略の事後検証、更新等については、決算の状況等を検証しながら、随時、進捗状況の管理を行い、水道事業の安定経営に向け、必要な事項の検討を進め、必要に応じ見直すこととしております。以上で八雲町水道事業経営戦略の説明とさせていただきます。

○地域振興課主幹（小笠原一信君） 委員長、地域振興課主幹。

○委員長（赤井睦美君） 地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（小笠原一信君） 先ほどの水道事業経営戦略と重複するところが多々ありますので、なるべく簡潔に説明したいと思います。

それでは八雲町熊石簡易水道事業経営戦略についてご説明いたします。お配りしております資料、八雲町熊石簡易水道事業経営戦略（案）をご覧くださいと思います。1ページ目、続いて2ページ目の(1)事業概要でございますが、先ほどの説明と同様となりますので、まずは割愛させていただきます。次に3ページ目でございますが、(2)これまでの主な経営健全化の取り組みということで、民間等の活用、公益化の取り組みについて記載しております。続きまして4ページ目でございます。経営企画分析表となっております。先ほどの説明にもあったように、類似団体との比較となっております。その中で、1の経営の健全化、効率化についての分析ですが、類似団体と、特に乖離が見られる⑧の有収率でございます。これは年間総配水量に対して、年間総有収水量の割合を示したものでございます。漏水の多さがうかがえるものとなっております。その他の指標については、ほぼ同等の分析結果となっております。

続きまして、5ページ目でございます。2の将来の事業環境でございます。まずは給水人口の予測でございますが、熊石地域では令和元年度から令和12年度までに、約630人ほどの人口が減少します。給水人口につきましては、1,500人ほど減少する見込みとなっております。次に6ページ目、7ページ目をご覧ください。こちらは先ほどの給水人口の予測を基に、水需要と料金収入を予測したもので、令和12年度までに、令和元年度に比べ、約1,180万円ほどの料金収入が減少する見込みでございます。次に7ページ目の下段の(4)施設の見通しについてですが、令和12年度から大量の更新時期を迎えるものが出てきまして、建設改良費が増大する見込みでございます。

次に裏面の8ページでございますが、こちらは経営の基本方針ということで、経営理念・基本目標は八雲地域と同様となっておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

次に9ページ目にお進みください。4の投資、財政計画ということで、今後の収支見直し及び投資財政計画について、9ページ以降に記載されております。(1)の投資財政計画についてですが、後ろのほうの11ページ、12ページの収支計画をご覧ください。人口減少等に伴い料金収入が減少していく中で、収益的収支を見ますと、令和7年度には赤字に転じる見込みでございます。また資本的収支を見ますと、令和2年度までに行っていた管路の更新、浄水場整備等により起債の償還額が令和8年度をピークに、今現在の2倍となる予定であります。将来の経営状態は極めて厳しく、一般会計からの繰入に相当依存していく状況と思われれます。

この収支計画策定にあたっての説明が、9ページにお戻りいただいて、この9ページに記載されております内容は、ほぼ、八雲地域と同様の内容となっておりますが、下段のほうの、3の収支計画のうち、投資以外の経費についての説明でございます。令和5年度より公営企業会計の一部適用に移行する予定でございます。これにより資産の状況や現金の動きを適正に把握した、中長期的な投資、財政計画、類似団体との経営比較分析を行い、適正な料金体系や経営状況の見える化を図ることが、より一層の経営改善に努めてまいりたいと考えております。次に10ページ目でございます。お開きください。こちらについても八雲地域とほぼ同様の内容となっておりますので、割愛させていただきます。

最後に今回の経営戦略の策定でございますが、随時、進捗状況の管理を行い、必要に応じて見直しを行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、八雲町熊石簡易水道事業経営戦略についての説明とさせていただきます。

○委員長(赤井睦美君) では、これらについて質問ご意見ありませんか。

○委員(関口正博君) はい。

○委員長(赤井睦美君) 関口委員。

○委員(関口正博君) この給水事業については、八雲町のみならず、ほかの自治体も●●を望んでいるものと思いますけれども、八雲町においては、令和4年から赤字のほうに経常損失が出ていて、それで熊石も令和7年からということでございますが、料金体系の見直しというものは、ある程度、早急に計画したほうが良いのではないのかなと。直接、住民の負担が増えるという意味では、綿密に計画を立てて、料金の改定というものに臨んでいくということが大事なのかなと思いますけれども、その辺の予定は今のところあるのでしょうか。

○環境水道課長(田村春夫君) 委員長、環境水道課長。

○委員長(赤井睦美君) 環境水道課長。

○環境水道課長(田村春夫君) 今回のですね、この経営戦略の策定に当たっての人口の減少率については、社人研の数値を使っております。そういった点ではかなり厳しく見ていると考えております。それと経費の部分、施設の修繕等についても現状ベースで考えて計上しておりますが、実際にこれから先ほど係長からも説明があったように、抑えて支出していくという整備していくというふうになってくるかと思っております。そういった点では、今回示したものよりは、まだもう少し多くなってくるのかなと推測しております。ただ、いずれにしてもですね、人口減少、それと施設の老朽化に伴って経営状況は厳しくなっていくというのは、はっきりしておりますので、前回ですね、料金の見直し、平成26年度に行っておりますが、それから一定程度、経っております。それと今の経営状況、それから先ほど熊石簡易

水道事業で、令和5年度からの企業会計の一部適用という話もあったかと思っておりますので、そういった部分を含めて、料金体系は見直しが必要と考えております。ただ具体的にいつからは、今のところはっきり決めたものはございませんが、熊石簡水の企業会計の適用を見ながら、近いうちに見直しが必要かというふうには考えております。

○委員長（赤井睦美君） 今のところ料金は上げることはないという考えですか。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） すみません。説明がちょっと足りなくて申し訳ございません。来年、再来年ということではならないのかなと思っておりますが、近いうちとなれば、令和5、6年とか、そういう時期にはやはり見直しが必要になってくるのかなど。ただ、今年、料金を上げますよと言って、手を挙げて来年すぐにはならないと思っておりますので、できるだけ早めに、もし上げるとなれば早めに方向性を示して、丁寧に説明していきたいというふうに考えております。近い将来というのが、この2、3年なのかというイメージ、もうちょっとその先かなと思っております。

○委員長（赤井睦美君） ほかに質問や意見はありませんか。それではこれで終わります。ありがとうございます。

【環境水道課・地域振興課職員退室】

【熊石国保病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、国保病院の令和2年度決算見込みについて、よろしくお願いたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） それでは12月末現在の予算執行状況を基に作成しました、令和2年度決算見込みについてご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。はじめに表上段の患者数です。令和2年度決算見込み、入院患者数、延べ患者数で1万7,431人、一日平均47.8人、予算との比較、延べ患者数3,374人、一日平均で9.2人の減、前年度比較では延べ患者数で2,895人、一日平均で7.7人の減を見込んでございます。病床利用率は48.2%で、前年度比較7.9%の減を見込んでおります。また、稼働病床に対する利用率は79.6%と見込んでございます。外来患者数1万5,419人、一日平均63.5人、予算比較、延べ患者数で7,666人、一日平均で31.9人の減、前年度比較では770人、一日平均で4.0人の減を見込んでございます。③入院収益と、④外来収益を合わせた、⑤料金収入小計は6億2,500万円で、予算比較2億600万円の減としております。Aの収益総計で8億3,400万円、予算比較1億9,900万円の減を見込んでございます。

続きまして費用の部です。⑨給与費は予定していた人員を確保できず、体制に大きな増減がないと見込み、4億6,600万円で、予算と比較して6,600万円の減を見込み、医業収益に対する給与費の占める割合であります人件費比率は、予算執行額ベースで67.4%としてございます。⑩材料費は、医療用薬品や診療材料等で、患者数が減少見込みのほか、後発医薬

品の使用率を上げたこと、発注と在庫管理の適正化に取り組んだことから、予算比較 6,200 万円の減、前年度比較 4,200 万円の減で、2億 2,600 万円を見込んでございます。また材料費比率は 32.7%を見込んでございます。⑩経費は、消耗品や委託料等であり、当初予算より 2,200 万円減の 1億 2,600 万円としてございますが、前年度比較で 1,700 万円の増を見込んでございます。

B費用総計で 9億 1,000 万円。予算対比で 1億 4,600 万円の減を見込んでございます。C差引収支 7,600 万円の純損失、赤字決算を考えているところでございます。表の下から 2 段目の G 内部留保資金は、2億 1,900 万円で、前年度より 5,600 万円の減を見込んでございます。純損失額が増となった主な要因としましては、入院外来収益であります料金収入の減少によるところでありまして、新型コロナウイルス感染症の流行が 1 年を通して受診件数に大きく影響したものと考えてございます。

入院につきましては、昨年 5 月から院内感染防止対策としまして、病棟 1 階に、導線を分離できる隔離病室を設けて新規の入院患者の症状確認を 12 日間行ってから多人数部屋に移すという、独自の感染対策を継続しておりますが、確保できている隔離病室が少ないことから、新規入院患者数を制限している状況でございます。

外来につきましては、昨年 2 月から患者数が減少のまま推移している状況であり、新型コロナウイルス感染症の流行情報による自粛傾向から、受診控えが見られていると考えてございます。慢性疾患の方を対象に、電話による診療と定期薬の処方について案内を行ってまいりましたが、受診時に長期処方を望む声も多く、昨年 4 月以降、厳しい状況のまま推移してございます。ただし 12 月以降に患者数回復の兆しが見えていることから、感染症の流行に十分注意して、院内感染防止対策の院内感染防止の体制を緩めることなく、安心・安全に受診できる院内環境づくりに今後も務めていきたいと考えております。

以上、令和 2 年度決算見込みについての説明といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問ご意見ございませんか。なければ、次、改築事業基本設計業務についてよろしく願いします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 国保病院事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 改築事業基本用務設計業務につきましては、昨年 9 月に発注をしまして、業務期限を本年 3 月 15 日としているところですが、現在までの進捗状況について中間報告させていただきたいと存じます。

資料 2 をお願いいたします。1 基本設計業務のスケジュールです。三つの実施区分に分けており、昨年 9 月から 11 月を条件整理期間、12 月と本年 1 月をヒアリング期間、2 月、3 月を設計業務期間としております。初めの 9 月から 11 月の条件整理期間では、病院条件事項、業者提案の提案事項を整理しまして設計の基本方針を定めた後、敷地配置図、院内各部門の配置について協議を重ね、簡略的なブロックプランから、概略の平面図を作成いたしました。続いて 12 月と 1 月に院内各部門のレイアウト図を作成するため、委託業者による部門ヒアリングを行い、平面図へ反映する作業を行っております。現時点はこの段階であり、来週も 3 回目のヒアリングを予定しているところであります。最終的な図面確認を経て、今後、2 月、3 月で基本設計書の作成に向けた作業に移行することとしております。

2の設計の基本方針につきましては、大きく四つの項目を定め、基本設計に反映することとしております。患者中心の施設整備につきましては、患者や来院者の院内導線とプライバシーに配慮した施設とします。開院後の、変化に対応できる新病院につきましては、適正病床数の運営と、将来の医療と介護のニーズの変遷に対応するため、病床再編を可能にする設計としてございます。災害に強い施設整備やマグニチュード7以上の大地震にも耐えて、施設を維持できる施設構造の採用と、災害後も病院機能を維持できる非常用設備を導入することとしてございます。感染症に対応できる施設機能につきましては、一般患者と導線を分離できる、発熱外来、待合と診察室、独立した換気設備を導入した病室を配置します。

次のページをお願いいたします。敷地への病院建物と駐車場を配置した病院配置図面となります。図面の左側に熊石中学校、図面の右側が国道、海側となります。既存病院跡地を駐車場として図面右に新病院を配置する計画でございます。次のページをお願いいたします。1階の平面図でございます。図面左に位置する駐車場から風除1、2を正面玄関として院内に入ります。外来診察室、受付会計窓口、また院内薬局と続き、奥のほうに生理検査のエリア、レントゲンエリアを配置してございます。平面図、縦に伸びている建物の左側、外側に救急外来玄関の風除4と、その上に発熱外来を、それぞれ独立した玄関で設けております。また発熱外来から縦に伸びているエリアにつきましては職員ゾーンとしまして、消毒室副食調理室、ボイラー室がでございます。

次のページをご覧ください。病院2階平面図となります。2階はすべて病棟としてございます。図面左側に4人部屋が3室、図面右側と中央部分合わせて4人部屋が7室、1人部屋が5室、病棟で合計4人部屋が10室、1人部屋が5室で、計45床の病床数としてございます。また中央部分にはスタッフステーションと職員の休憩室を配置してございます。また、図面左側の病室の202号室と203号室の4人部屋2部屋を、感染症患者に対応する病室として、病室内の換気設備と導線を分離できるように、廊下にアコーディオンカーテン等を配置して導線を分離する予定でございます。

次のページをお開き願います。病院建物3階平面図及び右側に屋上階の電気設備となります。3階は新たに導入するリハビリセンターを配置しております。それ以外については3階は職員ゾーンとしまして、院長室、また医局職員の休憩室を配置してございます。建物全体の延べ床面積につきましては計画時の3,900㎡程度から、現時点で3,721㎡としてございます。

以上、基本設計業務と、現時点での概略平面図の中間報告といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問ご意見ありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 質問でもちょっと言わせていただいたんですが、施設整備は病院の建設に関して、コロナの前と後では相当劇的に変わったと思うんですね。その中で病院事業債、今まではコロナ前であれば、たとえば病床削減であるとか、規模の縮小であるとか統合であるとかという部分に、手厚く病院事業債って手当てされていたと思うんですが、今回、コロナを経験したことによって、たとえば、こういう感染症対策、投資することによ

っての有利なものに代わる可能性というんですかね。今、国は、どうしてもコロナ禍対応のほうにまだ行っていますので、建設前というのはこれからの議論になるんでしょうが、ちょっとタイミング的にどうなのか、これがそういうものが有利なものが出てくる可能性というものがあるのかどうか、有利な。当然、規模としては当初計画よりも、ちょっと計画的には大きくなる可能性はありますよね。どうなんでしょう。その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 関口委員が今おっしゃった、病院事業債の活用につきましては、国保病院につきましては、病院事業債の活用をですね、医療機器の購入に充てまして、運営に関するところにはですね、病院事業債の活用はしていません。それで病院建替えの財源確保に、今現在も保健所を通して、いろいろな補助メニューに照会をかけているところなんですけれども、一つ大きな補助メニューとしましては、病院事業債ではなく、国の補助金として地域医療構想の病床削減に関する補助メニューがございます。ただ、これに関しても、当院はもちろん稼働病床数が今 60 床で稼働しておりますけれども、45 床のダウンサイジングということで、適用になることもありますけれども、国保病院につきましては、施設が古いという、老朽化に伴う施設の建て替えというところもあるので、なかなか全部の補助メニューが適用できるかという、まだ本庁のほうから正式な回答が得られていないという状況でございます。感染症の部屋を設けることですか、発熱外来を設けることに対する補助メニューについては、今のところコロナ禍のものについてはですね、補助メニューがあるんですけれども、病院立替時にですね、そういったものが使えるかという、まだ保健所から有効な回答が得られていない状況でございます。いずれにしても事業費はまだまだこれからですね、図面を起こして、金額的なものはこれからセットするところでありまして、有効な補助メニューまた病院の事業債等の活用もですね、視野に入れながら、事業費削減に向けていきたいと思っております。

○委員長（赤井睦美君） ほかに質問ありませんか。

○委員（斎藤 實君） 委員長。財源のほうは、いつ頃説明できるような状況になりますか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 新年度にですね、現在、財政と協議させていただいております、実施設計の予算計上を今、考えてございます。そのところからですね、起債、過疎債、または病院事業債の活用というところはですね、今考えてございますが、先ほど申し上げたとおり、国の補助金については今後も保健所、または道庁からの回答を待ちながら、有効な補助メニューがあれば積極的に活用していきたいと考えております。

○委員長（赤井睦美君） まだいつ頃という目処は立たないということですかね。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 病院事業債、また過疎債につきましては、来年度も活用させていただくんですけれども、工事にももちろんですね、活用することで、国のほうに申

請する状況でありますけれども、それ以外の財源の確保は、もう少し協議して、内部でまた考えていきたいというふうに考えております。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） この感染症病棟の病床がどこになるって。

○国保病院事務長（福原光一君） 2階平面図の左側のほうの、202、203号室でございます。その4床部屋、2部屋を感染症に対応する病室と考えてございます。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） この感染症の関係で、4人部屋ってどうなのかなって気はしないわけでもないと思うんですけれども、とりわけ、4人でトイレ共有するというか、ということになると、コロナだけでなく、いろんな感染症があるから、相当、排泄4人で、排泄の回数を考えるとかなりの回数になって、1回1回消毒するという感じも、しなければならぬような状況で、大きいと思うので、排泄、コロナだったら食事とかの部分の関係、排泄とか手洗いだとかも含めて、どうなんでしょう。4人部屋っていうのは。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） えっと、この202、203号室の感染症対応のお部屋ではございますけれども、通常時は一般の患者様が療養にあたる一般病床として稼働する予定でございます。ただ、感染流行期、また、コロナ禍ということで、万が一入院療養が必要な患者様が発生した場合に対応できる部屋として202、203を使うということで、4人満床で稼働するという想定はしてございません。ただ地域で感染症患者、また入院が必要な感染症患者が来た場合にはですね、対応の部屋という意味合いの202、203の確保ということで考えてございます。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 総合病院も、今もそうなんだけれども、要するに一昔前は4人部屋というか、施設関係も8人部屋とかあったり、補助ベット入れたりしてるんだけれども、なかなかこの4人のほうが多くて、個室もあるみたいだけれども、2人部屋っていうのもないから、なんか環境的に、せつかく新築するんだから、4人部屋も二つくらいあったほうがいいんだらうけれども、この後の4人部屋7つは少し分割して2人部屋とかになるような構図にならないんでしょうか。まあ平米数多くしないとないけれども。トイレもそれぞれ多くなるから。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） 今、千葉委員おっしゃったとおりですね、いろんな病床の活用方法、また、感染にしっかり対応した病床の運営が必要になると思います。病棟のこの病床の配置人数の、そういった形態につきましてはですね、看護部のほうで今もしっかりワーキンググループを開いてですね、一週間に1度は必ず会議を開いてどういった病室、病

棟全体の運営をしていくかという今も議論を続けております。千葉委員から今ご提案のあった2人部屋ですとか、もしかしたら考えていいんじゃないかというご提案なんですけれども、これも今、実際に看護部のほうからも提案がございまして、まずこのたたき台をしまして、4人部屋7室、1人部屋5室をですね、まだまだ議論している最中でございます。ただ、ほかの病棟導線から隔離できる202、203号室につきましては、しっかりと感染対策できる部屋に対応してほしいという要望がございまして、4人部屋ではありますけれども、感染症患者1名の稼働でも対応できますし、2名の対応で2部屋使うこともできると考えてございます。いずれにしてもまだまだ、この図面をもってですね、各部門で議論を重ねるところでございますので、中間報告ということで、今、ご報告させていただいたところでもありますけれども、今後も議論していきたいと考えてございます。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 感染対策ということの視点でなくて、やっぱりワーキンググループというか、働く側にすれば、8人部屋だとか10人部屋のほうがいいさ。導線的に。移動時間が少ないし、管理もしやすいし。ただ、利用者の視点からすればやっぱり、4人部屋は少なくしたほうがいいのかなど。できれば最低限2人部屋を、7室を全部2人部屋にということまでは困難だと思うので、やっぱりその4人部屋をどの程度、2人部屋化できるかということをしたほうが、利用者目線というか、利用する側からするといいのかなっていう感じはするんですよね。もう少しこう、やっていかないと、せつかく作るから、できれば5室あるほうの何室かは、そういうようなかたちを作れないか。この面積では作れないと思うけれども、面積を増やす以外ないんだけど、再度ちょっとその辺も検討してください。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○国保病院事務長（福原光一君） しっかりその辺も協議しましてですね、看護部は看護部でまた独自の、地域の特性ですとか考えて、一応考えております。2人部屋というのも先ほども申し上げたとおり、提案事項でまだまだございまして、これからも議論を重ねてしっかりと報告していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ、三番のその他で何かありませんか。ないですか。それではこれで終わります。

【国保病院職員退室】

【保健福祉課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、八雲町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の策定について、保健福祉課からよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 今年度、策定を進めてきました、第8期介護保険事業計画と障害の3計画につきまして、それぞれ介護保険事業運営委員会と地域自立支援協議会に

において協議を行い、素案の策定に至りましたので、本日は各計画の概要版についてご報告いたします。それでは各担当より説明させますので、よろしく願いいたします。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） それでは私のほうから八雲町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険計画の策定についてご説明いたします。

資料1の計画の概要版を基に説明させていただきます。まず、1ページをお開き願います。1計画についてでございます。計画策定の趣旨については、今回の制度改正では、地域共生社会の実現と、令和22年への備えとして、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的推進及び介護現場の革新を三つの柱とした、高齢者福祉施設を進めていくこととなり、高齢者が社会の一員として、生きがいを持って活躍でき、またいつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるため、八雲町らしい地域包括ケアシステムの、さらなる推進を目指します。計画期間は3年を1期として、第8期計画では、令和3年度から令和5年度の計画を今年度中に策定することとなります。

続きまして2ページをご覧ください。高齢者を取り巻く状況ですが、上段の表のとおり、令和2年の高齢化率は35.2%と急激に増加しております。今後も高齢化率は上がり続けることが見込まれます。3ページをお開きください。下段の表になりますが、高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者については、今後も増加すると推計され、年齢が高くなるほど介護認定率は高くなるため、今後、高齢者人口が減少しても、当面の間は介護認定者の数は増えることが想定されています。

続いて4ページをご覧ください。将来像及び基本目標は第7期の計画より訂正しております、将来像は「未来サポーター・シルバーやくも、目指せ！活力ある85歳」、基本目標については記載の3つとしております。将来像へ基本目標との前回と同様であります、目指すべき目標としては、現時点においても引き継がれるべきと考えております。

続いて5ページをお開きください。重点的に取り組む事業になります。取り組む内容としましては大きく三つと定めております。

一つ目が高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施となります。医療や介護サービスに繋がっていない方などに対して、細やかな支援を行うため、医療や介護サービスに、それらの人たちに対しての個別訪問や、八雲町健康課題を抽出し、フレイル予防に関わる健康教育等を通いの場で実施するとともに、高齢者の健康課題の把握を行っていきます。

二つ目は地域包括ケアシステムを支える人材の確保です。介護サービスを提供する介護人材は、慢性的に不足している状況であり、八雲町においては事業所合同説明会や就職支援貸付金などの人材確保に向けた取り組みを行っておりますが、今後も介護保険事業所の実態等を確認しながら取り組みを進めてまいりたいと思います。また生活支援の担い手については、地域での支え合いや高齢者の社会参加等を進めることを目的とした、有償ボランティア等による体制づくりも検討しております。

三つ目は認知症施策の推進です。具体的な事業の内容としましては三つありまして、認知症予防への取り組みとして、通いの場の拡充や、その通いの場における保健師などによる健康相談や、認知症予防に効果のある体操の普及などにより、認知症の予防を推進しています。

また、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結び付けるため、チームオレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジの立ち上げに向けた検討を進めます。認知症の人の生活機能の生涯の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療介護サービスを受けることができるのかを、認知症の人や、その家族に提示することを目的に、認知症ケアパスを作成し、そしてその普及を図りたいと思っております。以上が重点的事業となります。

続いて飛びますが、11 ページをご覧ください。介護保険料の算定となります。(1) 被保険者数の推計では、今後、第1号被保険者数は減少傾向が続きますが、そのうちの75歳以上が占める割合が急激に増加していくことが見込まれます。12 ページの要介護認定者数の推計では、当面は微増が続くことが想定されます。また後期高齢者の割合の増加に伴って、介護認定率は伸び続けていくことが見込まれます。(3) 総給付費見込み額は、要介護認定数や介護報酬の会計率を基に推計し、令和3年度から令和5年度の、それぞれの総給付費を3年度14億3,000万円、4年度14億5,000万円、5年度14億7,000万円と見込んでおります。なお、本計画においては、新たな施設の整備は見込んでおりません。

13 ページになります。保険料基準額の算定では、介護給付費のほか、地域支援事業費を見込んだ事業費総額に国庫交付金と準備基金の取り組みを勘案して算出した、保険料必要収納額と、予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により介護保険料の基準額は5,500円となります。第7期の保険料基準額は5,700円であり、200円の減額となります。なお、準備基金の取り崩しは4,100万円を見込んでおります。

以上が計画の概要となります。今後はパブリックコメントを実施し、3月の定例会での保険料の条例改正案を提示いたしますので、よろしくお願ひします。以上計画の策定についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問ご意見。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 所得段階別保険料ということで載っていますけれども、これを見ると、低所得者層だけが料金改定になるということで、そういう方向なんですね。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） これはふたつの割合で第1段階であれば0.5カットして0.3でやりますけれども、それがそもそも法で定められた割合に公費を投入して低所得者だけにですね、その部分で割合を下げるために公費を投入して第1段階から第3段階までの割合を下げるというのは、制度によって定められています。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 制度でそういうふうになっているにしても、値上がりするのは変わりないですね。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 今回ですね、基準額自体が200円下がっておりますので、今の保健の部分では、すべての改正で減額されるというかたちに。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ、八雲町障害者計画の策定について、よろしく願います。

○障害福祉係長（山本貴史君） 委員長、障害福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 障害福祉係長。

○障害福祉係長（山本貴史君） 私のほうからですね、特記事項2、第4次八雲町障害者計画の策定について、ご説明いたします。

それでは資料2の第4次八雲町障害者計画素案、概要版の1ページをお開き願います。第1章計画の策定にあたってでございます。平成27年3月策定の第3次八雲町障害者計画から現在までの6年間で、国における障害施策に係る法整備としては、平成28年4月に施行された障害者差別解消法、平成30年4月に障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、新たな障害福祉サービスの創設や障害児に向けたサービス提供体制の充実が進められてきました。これらを踏まえ、第3次八雲町障害者計画が令和2年の末で計画期間を終了することから、国による障害者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた、令和3年度から令和8年度の計画期間である、第4次八雲町障害者計画を本年度中に策定することとなります。

2ページをご覧願います。第2章 障害者の状況ですが、八雲町における障害者手帳は減少傾向、療育手帳・身体障害者手帳は増加傾向にあります。

4ページをご覧願います。第3章 計画の基本的な考え方ですが、障害者基本法では、すべての国民が障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。という理念が掲げられており、第3次計画では障害のある方への差別や偏見がなく、地域の中で安全に安心して暮らせるまち、そして障害のある方が社会の一員として自立し、社会参加を目指すことができるまちを目指してきました。今回策定する計画においても、この考え方を踏襲し差別や偏見がなく、誰もが平等にともに生きるまち、安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち、社会の一員として自立し成長できるまちを基本理念といたしました。

5ページをお開き願います。続いて基本目標は第3次計画より継承いたしまして、地域における生活支援の充実、自立と社会参加の促進、共に支え合うまちづくりの支援としておりますが、基本目標を実現するための施策展開については6ページからになります。

まず、1の地域における生活支援の充実ですが、町内における障害福祉サービスを提供する事業所が増えまして、障がいの持っている方の支援が図られておりますが、近年は障がいのある方の高齢化や重複障がいなどの相談支援の内容は多様化とともに専門性が求められております。令和2年4月に開設した町直営の八雲町障がい者機関相談支援センターを中核とする相談支援体制を充実するとともに、広域的、専門的な相談支援機関などとの連携を継続して図ります。また、障がい者等の高齢化、重度化や、親亡き子を見据え、緊急時の受け入れ体制など、地域生活支援拠点の機能の充実を図ってまいります。

7ページをお開き願います。2自立と社会参加の促進ですが、障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすには、一人一人の個性や障がいの状態などに応じたきめ細やか

な教育・療育を行うことが重要です。教育委員会、住民生活課、保健福祉課及び関係機関が連携し、幼保から高校まで切れ目のない支援を地域で担っていく体制強化に努めます。また、障がいのある方が地域で生きがいを持って生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた働く場、活動の場が身近なところにあることが重要であることから、八雲町障がい者就労支援機関連絡会を開催するなど、就労支援体制の強化に取り組んできました。今後も継続して、それぞれの希望や適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する方には、それが可能となるような継続的な支援と、福祉的就労を希望する方には活動の場の確保と充実を図りさまざまなニーズに応じた総合的な支援を図ってまいります。

8ページをご覧ください。3共に支え合うまちづくりへの支援ですが、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に平成28年4月に障害者差別解消法が施行されましたが、昨年度に実施しましたアンケート調査において、これまでに差別をされたと感じたことはあるかの質問に対し、あるという回答が17.8%ありまして、障がいに対する差別や偏見が依然として少なくないことが伺えます。八雲町では、毎年、障がいの理解を深めること目的に、全町民を対象に理解促進講演会を開催しておりますが、障がいの有無に関わらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するため、今後も継続して障がいの理解を深める取り組みを図ってまいりたいと思います。

以上で簡単ですが、第4次八雲町障害者計画の策定の説明とさせていただきます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問ご意見ありませんか。なければ、次、八雲町障害者福祉計画、第2期八雲町障害児福祉計画についてよろしくをお願いします。

○障害福祉係長（山本貴史君） 委員長、障害福祉係長。

○委員長（赤井睦美君） 障害福祉係長。

○障害福祉係長（山本貴史君） それでは、報告事項3、第6期八雲町障害福祉計画、第2期八雲町障害児福祉計画の策定についてご説明いたします。

資料3の第6期八雲町障害福祉計画、第2期八雲町障害児福祉計画（素案）概要版の1ページをお開き願います。

第1章、計画策定にあたっての基本事項であります。計画策定の背景と趣旨は記載のとおりであります。本計画は令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や、各サービスの必要量の見込みを定める計画であります。

1ページ下段の計画の位置付けをご覧ください。本計画は障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害者福祉計画と、児童福祉法第33条の20、第1項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。なお、先ほど資料2でご説明した障害者計画は、障害福祉の全体計画であるものに対して、福祉計画は実施計画の性質を有します。

2ページをご覧ください。基本理念ですが、障害者計画と同様に、障がいのある方への差別や偏見がなく、地域の中で安全安心して暮らせるまち、障がいのある方が社会の一員として自立し社会参加を目指すことができるまちを目指す考えを踏襲し、前回計画と同様の基本理念といたしました。なお、基本理念は障害者計画でご説明した基本理念と同様であります。

4 ページをお開き願います。第3章各種施策の推進方針であります。施策の推進方針については、厚生労働省が示す基本趣旨に基づき策定するものとされております。第1節の障害者施策一般については、六つの施策方針としておりますが、主な施策についてご説明いたします。まず、1の相談支援体制の充実・強化等についてですが、相談支援は障がい者の話を聞き、困り感や問題を整理したうえで、各種サービスや関係機関についての情報提供をし、必要に応じ関係機関との情報の共有、町政を図る支援であり、障がいのある方が地域で生活をしていくうえで大変重要な支援であります。令和2年4月に八雲町障がい者機関相談支援センターを開設し、総合相談窓口として、町民の利便性を図られております。今後も引き続き地域自立支援協議会の専門部会である、相談部会で関係機関による情報交換や共有、地域課題等について検討していきます。

5 ページをお開き願います。3の就労支援の体制強化についてですが、障がい者就労支援機関連絡会を令和2年度より、地域自立支援協議会の就労部会として位置づけ、体制強化を図っております。引き続き就労支援事業所や関係機関と連携し、障がい者本人の希望や能力に合わせ、福祉的就労や一般就労に向けた個別支援を行ってまいります。また、農福連携、水福連携についても就労支援事業所や町担当、関係機関と連携しながら進めてまいりたいと思います。

4の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてですが、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるため、自立支援協議会の専門部会である精神部会が中心となり関係機関と連携を図り、精神障害者の地域及び地域生活活動の生活全般にわたる支援などに関し、関係機関によるニーズ課題の整理、情報交換や共有、地域課題や社会支援についての検討など行ってまいりたいと思います。

6 ページをご覧ください。6の地域生活支援拠点等が有する機能の充実についてですが、拠点と整備については、障がい者等の高齢化、重度化や親亡き子を見据えて、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることが目的であります。八雲町においては短期入所の●●がなく、緊急時の受け入れ体制が整っていない状況にありますが、自立支援協議会を中心に体制構築に向けた協議を図り、緊急を緊急としない体制に努めてまいりたいと思います。

7 ページをお開き願います。第2節 障害児支援施策です。1の市町村中核子ども発達支援センターについてですが、国指針では、児童発達支援センターの設置を基本としておりますが、児童発達支援センターの設置基準として、嘱託員1人以上の配置、施設基準として障害児一人当たりの床面積2.47㎡以上など、設置基準のハードルが高くなっております。同指針内において児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、児童発達支援センターと同等な地域における、中核的な支援機能を有する体制を整備することが考えられると押さえております。現状では、児童発達支援センターの設置基準をクリアすることは困難な状況にありますが、各種保育所等で障害児保育事業、児童発達支援事業者が設置されていることから、地域や関係機関とともに、道が認定する市町村、中核子ども発達支援センターの必要性について協議を進めてまいりたいと思います。

9 ページをお開き願います。第4章サービスの見込み量と確保方策ですが、見込み量については記載のとおりですが、各サービスについては平成30年度から令和2年度までの支給実績及び今後の事業所等における整備見込み等を加味して見込み量を出しております。飛びまして18ページをお開き願います。第4節見込み量に対するサービス確保のための方策ですが、見込み量に対しての必要なサービス、提供体制を確保するための4つの方策を進めます。内容は記載のとおりとなっております。

19 ページをお開き願います。最後に第5章の計画の推進についてですが、本計画を強く周知するとともに、計画の進捗状況を1年に一度地域自立支援協議会において報告するとともに計画の修正について協議してまいります。さらにPDCAサイクルの経過は町ホームページに掲載し、周知に努めてまいりたいと思います。

以上で、第6期八雲町障害福祉計画、第2期八雲町障害児福祉計画の策定についての説明とさせていただきます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問ご意見ありませんか。なければ報告を終わります。ありがとうございました。

【保健福祉課職員退室】

【住民生活課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、旧いこいの家の貸し付けについて、よろしく願いいたします。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） お時間いただきましてありがとうございます。ご承知のとおりでございますが、国立病院機構八雲病院に隣接して同病院の入院患者のご家族が当町を訪れた際の宿泊滞在施設でありました、旧いこいの家につきましては、現在、その役割を終えて閉鎖中でございます。その後、施設の権利などは、地元にある八雲町が引継ぎ、管理しているところでございますが、まだ使用可能な状態でございますので、今後も施設を有効に活用する方法の一つとして、先に実施した旧給食センターの貸し付けに倣いまして、施設を貸付する方法で事務を進めることといたしましたので、その内容をご報告させていただきます。お手元の資料に沿いまして、ご報告させていただきます。

はじめに（1）貸付する旧いこいの家の規模等でございますが、構造は木造平屋建で、床面積は467.88㎡です。平成3年に建設され、一部、平成13年に増築されておりますが、主要な部分は築29年が経過してございます。

次に（2）貸付する目的でございますが、先ほども申し上げましたとおり、八雲病院の機能移転に伴いまして、現在、閉鎖しているところでございますが、今後の施設も有効な利活用を図るため貸付する方法をとることいたしました。

（3）使用に当たっての条件につきましては、旧給食センターの貸し付けしたときの条件とほぼ同内容でございますが、①から順番に八雲町内に本社のある法人とすること、次に施設及び備品等は現状のまま貸し付けることとし、施設の維持費および修繕費は落札者の全

額負担で、町からは一切負担しないこと。最後に、火災保険料は町が契約し、掛け金は落札者が負担することを条件とし、貸付けしようとするものでございます。

次に（４）落札者の決定方法でございますが、記載のとおり、町が算出した建物貸付料に火災保険料を合算し、年間の貸付額を最低入札価格として入札を実施し、最高の価格で入札を行ったものを落札者とするものでございます。

最後に今後の事務スケジュールでございますが、①から順に、2月下旬頃にホームページで公告を行い、その後、3月広報においても掲載する予定でございます。次に3月中旬頃に入札にあたっての説明会を開催し、3月下旬には入札執行し、落札者を決定する予定としております。現在、このスケジュールを目指しまして、貸付料の算定や実施要領等を策定しながら事務を進めているところでございます。

以上、簡単でございますが、旧いこいの家の貸し付けについての報告とさせていただきます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問ご意見ありませんか。

○委員（斎藤 實君） 一つだけ確認。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 土地は町有地なんですか。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 土地は町有地ですね。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） これ用途だとか使用目的というのは何にもないの。基準。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 基本的にですね、我々のほうで考えているのは、やはり法人を限定しているということですね、個人で利益を得るような事業ではないということで、新たな雇用のようなそういった事業を期待しているところで、基本的にはアパートや共同住宅は除くかたちで考えています。それ以外は、とりあえず計画書とか付けていただくので、そういったものを見て、あとは●●、そういうところで判断していきたいと考えております。

○委員（千葉 隆君） 言ってるのは、今の建築用途を聞いてるんだよね。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 現状ですね、建築基準法でいう用途は、児童福祉施設等というかたちになってございます。よって、これはなぜこういうかたちになったかといいますと、やはりあそこは国立病院に入所していた患者のご家族及び患者さんも一緒に親御さんが来たときに入所するというので、登記上は宿泊所というかたちなんですけど、建築基準法の用途とは、児童福祉施設となります。これから入札を図って営業を始めるにあたって、これは、今まで国立病院の方々が利用していたので、児童福祉施設等だったんですが、一般の

方が使うと、こちらを用途変更の申請をしていただかなければならないかたちになりますので、当然そういった要件も付して要領を策定していくかたちになります。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ、すみません。こんな遅くまで。ありがとうございました。

【住民生活課職員退室】

◎ その他

○委員長（赤井睦美君） それではその他ということで、皆様から何かございませんか。なければ事務局からお願いします。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） それでは事務局から、次回の文教厚生常任委員会の開催の日程についてお知らせいたします。定例の開催ですと第3木曜日になりますので、2月18日を予定しておりましたが、現在、2月24日水曜日に全員協議会を開催する予定がございますので、その日にスライドして同日に行いたいと考えております。ですから、次回の文教厚生常任委員会は2月24日水曜日の全員協議会終了後ということで、皆様予定していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

それでは、遅くまですみません。これで終わります。ありがとうございました。

[閉会 午後 0時40分]